

# 伊丹市工業用水道事業の紹介

## ○事業の主旨

伊丹市工業用水道事業は、昭和30年代後半から、市内東南部の猪名川を中心に工場進出が進み、生産用水としての地下水を過剰に揚水したことや、地層が大阪市や尼崎市の地下水脈の上流にあることなどから地盤沈下することが予測された。そのため地下水の利用を工業用水道に転換することが必要不可欠となり、地盤沈下対策事業として地下水の代替水を供給する目的として、昭和42年に一部地域に給水を開始し、翌年には全面給水を開始した。

昭和44年に工業用地下水の汲み上げ規制に基づく強制転換が行なわれた以降から現在まで地盤沈下は停止状態となっており工業用水道の事業目的を達成している。

## ○事業の経緯

伊丹市工業用水道事業は、地盤沈下対策として、昭和36年に工業用水法の適用を受け全市域が指定地域となった。地下水の揚水量を基準に日量100,000 m<sup>3</sup>の給水施設を建設したが、昭和41年から着工された下水道の普及に伴い地下水が下水道料金に跳ね返ることから、水使用の合理化対策が行なわれ循環利用がなされた。その他、地価の高騰、公害対策問題に伴う工場移転によって、需要が減少し、44年度末22,100 m<sup>3</sup>/日の契約水量にとどまり、将来需要増加は望めない状況となった。また、加えて、経営状況も非常に厳しい状況であり、44年度末342,355千円の累積欠損金が生じることとなった。

こうしたことから、工業用水道事業の効率的な運営を期するため、50,000 m<sup>3</sup>/日の企業規模の縮小を図り、余裕水量の50,000 m<sup>3</sup>/日は、目的外使用の許可を得て、昭和46年3月上水道の原水として譲渡し転換をすると同時に経営の再建を図った。

現時点では健全財政を維持しているが、企業の撤退による料金収入の減少等により、今後、厳しい経営環境が予想されるため、効率的な事業運営を推進しながら、施設の維持管理や整備に取り組み安定供給に努めている。

## ○ユーザーの概要

(平成20年3月末)

業種	給水件数	契約水量 (m <sup>3</sup> /日)
食料品	6	5,100
繊維工業	1	150
パルプ・紙	1	250
化学	5	6,970
窯業土石製品	1	280
半導体	1	4,800
金属	2	670
一般機械器具	2	4,700
電気機械器具	2	3,440
出版・印刷	2	980
衣服・繊維製品	3	1,960
その他	7	4,422
合計	33	33,722

## ○工業用水道施設の概要

伊丹市工業用水道事業は淀川の表流水を1府5市(大阪府、大阪市、神戸市、尼崎市、伊丹市、西宮市)の共同施設である一津屋取水場より取水し、取水場からφ1,650 mmの導水管で13,578 m離れた三市共同施設(尼崎市、伊丹市、西宮市)園田配水場へ導水している。園田配水場の配水能力は、300,000 m<sup>3</sup>/日(尼崎市150,000 m<sup>3</sup>/日、伊丹市100,000 m<sup>3</sup>/日、西宮市50,000 m<sup>3</sup>/日)で、このうち伊丹市100,000 m<sup>3</sup>/日は上水道用として50,000 m<sup>3</sup>/日、工業用水道として50,000 m<sup>3</sup>/日を市内各企業に給水している。

配水管は、φ1,200~75 mmで総延長24,385 mとなっている。

## ○事業の特徴

本市工業用水道事業は給水開始以来約40年が経過し、所期の目的である地盤沈下の防止はもとより、産業基盤整備の一端をにない、国土保全ならびに工業の健全なる発展に寄与している。

○伊丹市水道局のホームページアドレス  
<http://www.water.itami.hyogo.jp/>

